

令和7年度南魚沼市民間建築物アスベスト除去等 支援事業補助金交付制度のご案内

◇ 制度の目的

この制度は、民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散を予防するために、アスベストの含有調査・除去等を行おうとしている人に対して、工事費用の一部を助成することにより、アスベストの飛散による環境汚染を早期に防止し、市民の健康維持を図るために実施するものです。

◇ 対象建築物（次のすべてに該当するもの）

- ・市内に存する民間建築物であること
- ・延べ床面積が300㎡以上であること
- ・過去に同様の補助金交付を受けていない建築物であること

※ 耐火被覆等の吹付け材のみが対象（成形材、煙突や配管の断熱材、外壁塗材等は対象外）

○補助の対象となる吹付け建材

- ・吹付けアスベスト（吹付け石綿）・アスベスト含有吹付けロックウール

◇ 対象者（次のすべてに該当する者）

- ・補助対象建築物の所有者か管理責任者
- ・市税を滞納していない者
- ・当補助金の交付決定後に事業を行い、令和7年12月26日（金）までに補助事業実績報告書を提出できる者

◇ 補助金の交付額

《含有調査》

対象経費（※）の10/10以内の額（千円未満切り捨て）【1棟あたりの上限25万円】

※ 当該分析調査に要する費用とし、採取費、復旧費を除いた費用

◇ 申請受付期間

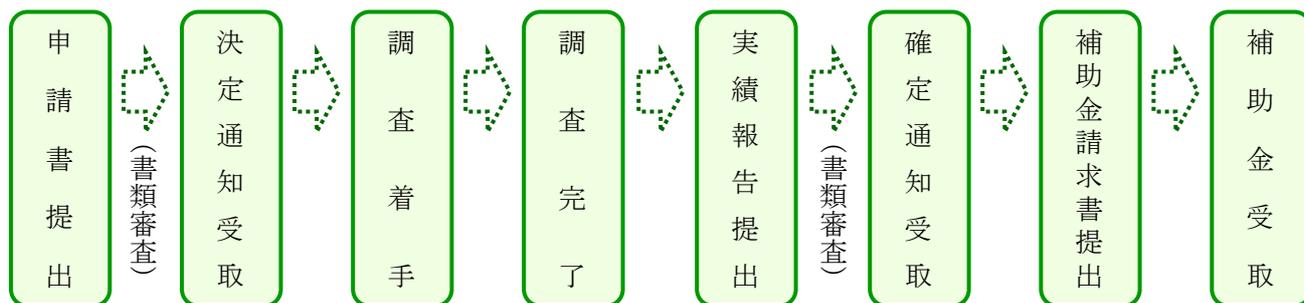
令和7年4月1日（火）から令和7年10月31日（金）まで（予算に達し次第終了）

◇ 提出書類・手続きの流れ（裏面参照）

◇ 提出書類

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・案内図、配置図、建築物平面図（アスベスト含有調査の箇所を明示したもの）
- ・現況写真（建物外観及びアスベスト含有調査対象箇所の状況が分かるもの）
- ・通帳の写し（口座番号、口座名義人（カタカナ）のわかる面の写し）
- ・家屋課税台帳登録証明書
- ・納税証明書
- ・所有者、管理責任者であることが証明できる書類
- ・アスベスト含有調査に係る費用の見積書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

◇ 手続きの流れ



12月26日（金）まで

◇ 注意事項

- ・必ず事業着手前に申請をし、交付決定を受けてください。
- ・除去工事等については下記担当までお問合せください。

◇ 申請・お問い合わせ先 ◇

南魚沼市役所
建設部 都市計画課 施設班
〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1
TEL : 025-773-6662 FAX : 025-772-8659